

コーポレートガバナンス基本方針

2018年11月28日改訂

株式会社サニックス

【目次】

			頁
第1章	総則	1
第2章	株主等との関係	1
第3章	ステークホルダーとの関係	3
第4章	コーポレートガバナンスの体制	3
	第1節 機関設計	3
	第2節 取締役会	4
	第3節 監査役会	5
	第4節 取締役および監査役	5
	第5節 会計監査	7
第5章	情報開示および株主との対話	8
(別添資料)	社外役員の独立性要件	9

注) 次頁以降、本基本方針各条項の【 】内に付されている番号は、東京証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コード各原則との対応関係を示す。

第1章 総則

(目的)【2-1、3-1(i)】

第1条 当社は、次に掲げる「社是」に立脚し、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現すべく、「株式会社サニックス コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

<社是>

社の使命は、あらゆる空間を対象に、エネルギーおよび環境に関する総合的な改善・向上をめざし、人間的コミュニケーションを通して、人と環境のよりよい関係を創造することにある。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)【3-1(ii)】

第2条 当社は、コーポレートガバナンスは企業倫理に基づく社会的責任をもった経営のあり方を問われている重大な問題であるという認識のもと、企業価値の最大化、ならびに株主重視の経営を行うべく、意思決定の迅速化、経営の監視機能、経営の透明性、コンプライアンス遵守等が十分機能する体制の構築を図るとともに、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢とする。

第2章 株主等との関係

(受託者責任)【4-5】

第3条 取締役および監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社および株主共同の利益のために行動する。

(株主総会)【1-1、1-1①、1-2、1-2①、1-2②、1-2③、1-2⑤】

第4条 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置づけ、適確な情報を提供するとともに株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境の整備に努める。

2 株主が議決権を適切に行使することができるように、招集通知については簡潔明瞭な記載を心掛けるとともに、その早期発送に努め、発送後直ちに証券取引所および当社のwebサイトに当該招集通知を開示する。また、株主総会開催日をできる限り他社と異なる日に設定するものとし、対話型の総会運営に努めるものとする。

3 当社では、原則として株主名簿に記載または記録されている株主が株主総会において議決権を行使できるものとする。ただし、信託銀行等の名義で株式を保有する実質株主が株主総会への出席を求めた場合は、所定の手続きを経たうえで、傍聴を認めるものとする。

4 取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、反対理由や原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主の権利・平等性の確保)【1-1③】

第5条 当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、少数株主権の行使に十分配慮するとともに、すべての株主の権利を実質的に確保する。また、いずれの株主も株式の内容および数に応じて平等に扱う

ものとし、株主間で格差が生じないように情報を開示する。

(株主の権利の保護)【1-5、1-5①、1-6】

第6条 当社は、取締役・監査役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化が生じる増資等を行う場合には、既存株主の利益を不当に害することのないよう、その必要性・合理性について十分検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うものとする。

2 当社は、いわゆる買収防衛策を原則として導入せず、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株主に十分に説明し、適切に対応する。

(関連当事者間の取引に関する基本方針)【1-7】

第7条 当社は、取締役の競業取引、取締役会社間の取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないように、取締役会の審議・決議を要するものとする。

2 前項の決議において、特別の利害関係を有する取締役は、当該議案については議決権を行使できないものとする。

(資本政策の基本方針)【1-3】

第8条 当社は、資本政策が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、次のとおり資本政策の基本方針を定める。

(1) 当社は、業績の拡大や内部留保等を総合的に判断のうえ、連結純利益に対する配当性向 25% を目処としつつ、持続的な業績向上を通じた増配を目指し、内部留保資金については、財務体質の強化と将来の事業基盤強化に繋がる戦略的投資に対して有効に活用するものとする。

(2) 希釈化をもたらす資本調達を実施する場合には、取締役会において十分に審議のうえ決議するとともに、投資家・株主への説明を行う。

(政策保有株式に係る基本方針)【1-4、1-4①、1-4②】

第9条 当社が保有する株式は、原則売買の対象とはせず、円滑な取引関係の維持、金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、政策的な目的により株式を保有する。

2 主要な政策保有株式については、その目的、合理性等について勘案し、取締役会において保有の必要性を検証する。

3 政策保有株式に係る議決権の行使については、適切な議決権行使が企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、当該企業の状況や取引関係等を踏まえたうえで議案に対する賛否を判断し、原則すべての政策保有株式について議決権を行使する。

4 当社は、政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げるような行為は行わない。

5 当社は、政策保有株主との間で、会社や株主共同の利益を害するような経済合理性を欠く取引は行わない。

第3章 ステークホルダーとの関係

(行動規範)【2-2、2-2①】

- 第10条 当社の行動規範は、社是・社訓に基づいた行動指針により示され、役員および従業員は、職務執行にあたり、社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。
- 2 当社は、行動指針に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公平かつ適切な経営の実現と市民社会の調和を図る。当社のすべての役員および従業員は、社内規程に定められた内容を遵守し、秩序ある組織活動を通して企業価値の拡大に努める。
 - 3 当社は、行動規範の遵守状況について定期的に確認を行い、適宜取締役会に報告する。

(ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)【2-3、2-3①、2-4】

- 第11条 当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等のステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努める。
- 2 当社は、行動指針に基づき、地球環境に貢献する商品・サービスの提供等、社会および環境問題等の持続可能性を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組む。
 - 3 当社は、女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、役職員各々の個性を活かした能力を発揮できる風土の醸成に努める。

(企業年金の運用)【2-6】

- 第12条 当社は、企業年金の運用にあたって、運用にあたる適切な資質を持った人材を配置し、運営全般の健全性を確認する。

(内部通報)【2-5、2-5①】

- 第13条 当社は、従業員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報または相談について内部通報窓口を設ける等適正な処理の仕組みを定め、不法行為等の早期発見と是正を図る。
- 2 内部通報窓口を法務部とし、社内規程に基づき、制度を適切に運営し、取締役会はその運用状況を監督する。
 - 3 法令および社内規程に基づき、内部通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

第1節 機関設計

(取締役会および監査役会、委員会等の体制)【4-10】

- 第14条 当社は、会社法が定める機関設計として取締役会設置会社および監査役会設置会社を選択し、監査役および監査役会が取締役の職務執行を監査する。
- 2 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会および各取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う。
 - 3 当社は、内部統制基本方針書に基づき、内部統制を有効に機能させ、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性等を確保することを目的として、内部統制委員会を設置し、取締役会はその運用状況を監督する。
 - 4 当社は、事業活動全域におけるコンプライアンスの推進および定着に関する問題を抽出し、

具体的かつ効果的な改善方策を総合的に検討することにより業務運営の適正化を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の充実を図る。

第2節 取締役会

(取締役会の構成)【4-11、4-11①】

- 第15条 当社の取締役会は、現事業形態を踏まえ、実質的な議論を活性化させるため、定款に基づき20名以内とし、会社の重要事項の決定と監督機能の役割を果たすため、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成する。
- 2 外部視点を取り入れ、業務執行体制および監督体制の強化を図るべく、社外取締役は2名以上とし、そのうち1名以上は別に定める独立性要件を満たす独立社外取締役とする。

(取締役会の役割・責務)【1-1②、4-1、4-1①、4-1②、4-1③、4-2、4-3、4-3①、4-3②、4-3③、4-3④】

- 第16条 取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、適法かつ迅速に重要事項（経営計画や経営戦略）に対する適切な意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
- 2 取締役会は、経営判断の機動性および専門性の確保という観点から、場合により法令の定めるところに従い株主総会決議事項の一部の取締役会への委任を株主総会に提案する。
 - 3 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規程で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は職務権限規程等の定めに基づき、業務執行取締役または執行役員に委任する。
 - 4 取締役会は、中期経営計画の策定にあたっては、株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その背景や事業環境等を踏まえて根拠のある計画を策定し、目標達成に向けて最善の努力を行う。中期経営計画の取り組みや達成状況については、内容を十分に分析して株主に説明するとともに、その分析結果を次期以降の計画に反映させる。
 - 5 取締役会は、経営理念等や将来的な経営戦略等を踏まえ、社長等の後継者計画の策定・運用に関与し、適切に監督を行う。
 - 6 取締役会は、社長の選任に関して人格・見識および当社における実績を勘案し、優れた資質を備える者を社長として取締役会決議により選任する。
 - 7 取締役会は、社長に職務執行に不正または重大な法令違反等があった場合は解任する。
 - 8 取締役会は、業務執行による適切なリスクテイクを支えるべく、内部統制システムおよびリスク管理体制の整備に努める。
 - 9 取締役会は、業務執行役員の報酬について、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全なインセンティブ付けを行う。
 - 10 取締役会は、業務執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割および責務の一つと捉え、客観的な立場から会社の業績等の評価を行い、その評価を業務執行役員の人事に適切に反映する。
 - 11 取締役会は、業務執行役員の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行する。
 - 12 取締役会は、内部統制やリスク管理の体制を適切に整備すべく、内部統制委員会およびコンプライアンス委員会と連携し、その運用が有効に行われているかを監督する。

(取締役会の運営)【4-6、4-12、4-12①】

第17条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含めて建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。

- 2 取締役会の議長は、取締役会の議論の質を高めるべく、業務執行役員と非業務執行役員との建設的な関係を確保し、取締役会を効果的かつ効率的に運営できるように努める。
- 3 運営については、取締役会規程に定めるほか、取締役会事務局は、審議の活性化を図るべく、取締役会において意義のある指摘や質疑応答が行われるよう、社外取締役等取締役会出席者の準備に要する期間に配慮し、資料の事前配布や事前説明に努める。

(取締役会の評価)【4-11③】

第18条 取締役会は、客観的な立場からの各取締役の自己評価をベースとして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

- 2 監査役会は、業務執行体制および監督体制をはじめとする取締役会そのものの実効性等について、監査役会として分析・評価を行い、当該評価に際しては、社外取締役へのヒアリング等も行ったうえで、取締役会のあり方について適正を確保するための意見を取締役に述べる。
- 3 取締役は、業務執行につき、適宜取締役会および監査役会の分析・評価結果内容を反映させる。

第3節 監査役会

(監査役会の構成)【4-11】

第19条 監査役会は、定款に基づき4名以下の適切な人数で構成し、そのうち半数以上を社外監査役とする。また、常勤監査役は、当社において豊富な経験を有する者から選任する。

- 2 監査役のうち1名以上は財務・会計に相当程度の知見を有する者とし、別に定める独立性要件を満たす独立社外監査役とする。

(監査役会の役割・責務)【4-4、4-4①】

第20条 監査役会は、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選任および解任ならびに監査報酬に係る権限の行使等その他法令および監査役会規程により定められた事項を実施する。

- 2 監査役会は、取締役および執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、使用人、会計監査人から適宜報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門ならびに社外取締役と必要な情報を共有する等監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。
- 3 監査役会は、独立した客観的な立場において適切な判断を行い、適宜取締役会あるいは経営陣に対して意見を述べる。
- 4 監査役会は、常勤監査役が保有する高度な情報収集力と社外監査役に由来する強固な独立性とを有機的に組み合わせて監査の実効性を高めるとともに、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保する。

第4節 取締役および監査役

(取締役)【4-13、4-13①、4-13②、4-13③】

第21条 取締役は、受託者責任を認識し、役割・責務を適切に果たすために必要となる情報を能動的に入手し、取締役会規程に基づき、取締役としての職務を執行する。

- 2 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会の付議事項および報告事項において互いに説明を求め、積極的に意見を述べて議論を尽くし、議決権を行使する。
- 3 取締役は、公正かつ迅速な会社の意思決定に資するとの観点から、必要に応じて取締役会事務局や内部統制関連部署等から追加の情報提供を求めるほか、社外の専門家の助言を得る。

(監査役)【4-13、4-13①、4-13②、4-13③】

第22条 監査役は、受託者責任を認識し、独立性のある機関として会社の情報を適確に入手し、監査役会規程に基づき取締役の職務執行の監査および会計監査を行うことにより、企業の健全性を確保し、社会的信頼に応える企業統治体制の確立に努める。

- 2 監査役は、取締役会、経営幹部会議等の重要な会議への出席や各取締役および使用人からの個別ヒアリング等を実施するとともに、内部統制システムの整備および運用状況について監視し、取締役の職務遂行を監査する。
- 3 監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含めて適切に情報入手を行うものとし、必要に応じて監査役会事務局等から追加の情報提供を求める。
- 4 監査役は、会計監査人との定期的なミーティング等で緊密に意見を交換し、内部監査および内部統制関連部署との連携を図ることにより、適切な監査を実施する。

(社外役員)【4-7、4-8①、4-13③】

第23条 社外役員(社外取締役および社外監査役)は、その独立性の立場を踏まえて業務執行の監督機能、助言機能を果たすとともに、適切にステークホルダーの意見を取締役に反映させる。

- 2 当社は、会社法に定める社外役員の要件のみならず、別に定める「社外役員の独立性要件」を基準として社外役員を選任する。
- 3 社外役員は、業務執行の重要な事項について、自らの知見や経験を活かし、会社の持続的な成長と中期的な企業価値向上のため、外部の視点から忌憚のない意見を述べる。
- 4 社外役員は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、社外役員のみで構成するミーティングを適宜開催し、情報交換・認識共有を図る。
- 5 社外役員は、その役割・責務を実効的に果たすため、経営環境の状況等について、取締役会事務局を通じて継続的に必要な情報提供を受ける。

(取締役および監査役の兼任)【4-11②】

第24条 取締役および監査役が当社以外の会社の役員を兼務する場合は、当社の職務執行に必要な時間を確保できる合理的な範囲にとどめるものとし、他社から新たに役員就任の要請を受けた際には、その旨を代表取締役社長に通知するものとする。

- 2 取締役および監査役の兼任状況については、株主総会招集通知に記載する。

(取締役および監査役の支援体制・トレーニング)【4-14、4-14①、4-14②】

第25条 当社は、取締役および監査役がその役割・責務を果たすために必要十分な支援体制を整備する。

- 2 取締役および監査役は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努める。

- 3 当社は、取締役および監査役に対し、就任時および就任以降において、当社の経営課題、財務、法令遵守等に関する必要な知識の習得等を適宜行うことを目的として、個々の取締役および監査役に適合したセミナーや交流会等の機会を継続的に提供する。
- 4 当社は、社外役員が業務執行役員や他の非業務執行役員との間で定期的にミーティングを開催する等、役員相互での情報共有を充実させる体制を構築する。
- 5 当社は、取締役および監査役がその役割を果たすために必要となる費用を負担する。

(取締役候補者および監査役候補者の指名方針)【3-1(iv)、3-1(v)】

第26条 取締役候補者および監査役候補者の指名方針は次のとおりとする。

- (1) 取締役候補者は、原則として代表取締役社長の提案を受け、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、当社の事業および業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているか、個々の当社における貢献度(実績)や職務遂行能力を勘案し、取締役会決議により選任する。なお、取締役として職務執行に不正または重大な法令違反等があった場合は解任する。
- (2) 監査役候補者は、原則として代表取締役社長の提案を受け、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、人格・見識に優れた人物であるとともに、会社経営や当社の事業に精通しているか、財務・会計に相当程度の知見を有し、監査実務を適切に遂行できるかを勘案し、取締役会決議により選任する。なお、選任にあたって代表取締役社長は監査役会の事前の同意を得たうえで取締役会に提案する。
- (3) 社外役員候補者は、原則として代表取締役社長の提案を受け、中立の客観的見地から、豊富な経験と高い見識に基づき当社の事業活動に助言・意見を述べることができる人物とする。
- (4) 取締役および監査役各候補者の経歴、選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載する。

(取締役および監査役の報酬等)【3-1(iii)、4-2①】

第27条 役員報酬の決定に際しては、業績拡大および企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを方針とする。また、役員の基本報酬の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮して決定する。

- 2 取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会において決定する。
- 3 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会の協議において決定する。

第5節 会計監査

(会計監査人)【3-2、3-2①、3-2②】

第28条 当社は、会計監査人が財務報告の信頼性確保を任務としていることから、株主・投資家に対して重大な責務を負っていることを認識し、会計監査人の独立性の確保に努める。

- 2 監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、会計監査人を適切に選定および評価するための基準を策定し、その基準を満たしているか否かを確認する。
- 3 取締役会は、会計監査人が株主等ステークホルダーに対して責務を負っていることを認識し、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保するとともに、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

第5章 情報開示および株主との対話

(適切な情報開示と透明性の確保)【3-1、3-1①、3-1②】

第29条 当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの中長期的な信頼関係を構築するため、ディスクロージャーポリシーに則り、会社法および金融商品取引法その他関係法令ならびに証券取引所が定める規則に基づく開示のみならず、その他投資判断に必要となる経営に関する重要な情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針とする。

- 2 開示にあたっては、情報をわかりやすい内容で、かつ株主等のアクセスが容易となる多様な方法で開示するように努める。
- 3 当社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、情報開示の公平性の観点から、必要な範囲において英語での情報の開示および提供に努める。

(株主との対話に関する方針)【5-1、5-1①、5-1②、5-1③、5-2】

第30条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法により、株主との間で建設的な対話を行う。

- 2 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取り組み等に関する方針を次のとおり定める。
 - (1) 株主との対話全般については、経営企画部長が統括し、株主との対話にあたっては、IR担当部門である経営企画部が主管となって、経理部、総務部等と適切に情報交換を行い、有機的な連携体制を構築する。
 - (2) 株主との対話は、合理的な範囲で、取締役等が適切に対応する。
 - (3) 株主との対話の手段の充実に関する取り組みとして、個別訪問をはじめ、定期的かつ継続的に機関投資家向けに決算説明会を開催するほか、テレフォン・カンファレンスを適宜実施する。また、当社ホームページにおける情報提供、株主通信の発送等、積極的かつ公平な開示に努める。
 - (4) 株主との対話において把握された意見等については、適宜取締役等経営陣に報告する。
 - (5) 株主との対話に際しては、社内規程の定めるところに従い、インサイダーおよび機密情報等を適切に管理する。
 - (6) 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。
 - (7) 経営戦略や経営計画の策定、公表にあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示する等、その内容のわかりやすい説明に努める。

以上

(コーポレートガバナンス基本方針 履歴)

2015年11月25日 制定

2018年11月28日 改訂

(別添資料)

社外役員の独立性要件【4-9】

当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対して十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社の業務執行者または出身者でないこと。また、過去5年間において本人の近親者等(注1)が当社の業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去5年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の主要株主(注2)、若しくは主要株主が法人等である場合はその業務執行者
 - (2) 当社の主要な取引先(注3)の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
 - (3) 当社の主要な借入先(注4)の業務執行者
 - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (5) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭その他の財産を得ている者
 - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
 - (7) 当社から多額の寄付または助成を受けている法人・団体等(注6)の業務執行者
3. 本人の近親者等が、現在、上記2(1)～(7)に該当しないこと。
4. その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

以上

注1 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。

2 主要株主とは、事業年度末において直接または間接的に総議決権の10%以上の株式を有する者をいう。

3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社または取引先の連結売上高の2%以上を占めているものをいう。

4 主要な借入先とは、当社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

5 多額とは、当社から收受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。

6 多額の寄付または助成を受けている法人・団体等とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている法人・団体等をいう。